

介護保険が利用できないケース

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ① あなたの援助ではなく、ご家族のために行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断される行為
- ② ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がない行為
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

【具体的には。。。】

- * 家業の手伝い
- * 利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しや利用者が使用しない居室の掃除
- * 正月や節句などの特別な手間のかかる調理
- * 自動車の洗車 掃除 * ペットの世話
- * 室内外家屋の修理 ペンキ塗り
- * 大掃除 床のワックスかけ
- * 草むしりや植木の剪定などの園芸、花木の水やり
- * 家具や電気製品などの移動、修繕、模様替え
- * 通院時の院内介助（場合により相談に応じます）

個人情報の保護について

当事業所での個人情報の取り扱いについては下記の通りです。

- (1) 個人情報の収集にあたっては、目的を明確にし、必要最小限度の範囲とします。
- (2) 個人情報は適正かつ公正な手段により収集します。
- (3) 事業所が保有する個人情報はその目的以外のために利用しません。ただし、本人の同意があるときや個人の生命、身体、財産の保護のために緊急の措置を要するとき、法令に基づき官公庁等から依頼があったときは除きます。
- (4) 事業所の管理者は個人情報の保護のため、情報の漏洩や改ざんの防止、情報記録の破損 紛失防止、不要となった際の速やかな破棄について適正な処置を講じます。
- (5) 本人の求めに応じてサービス提供記録を開示します。

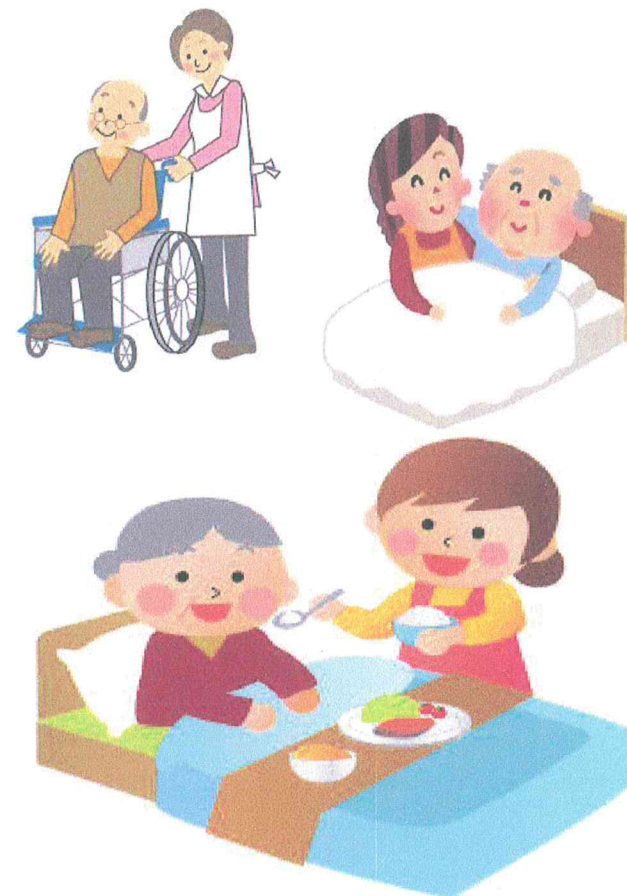
相談 苦情対応について

ご利用中のご相談 苦情等については下記の方法で受け付けております。

- ① 各スタッフへ
事業所に直接お申し出ください。スタッフ間の連絡により各担当者が対応致します。
- ② 苦情担当者へ
当事業所では苦情担当者を配置しています。直接又はお電話にてご連絡ください。

社協のホームヘルパーが
お手伝いします！

在宅介護



住み慣れた家で安心自立を社協の訪問介護が支援します。

柏原市訪問介護センター運営方針

この事業所は、利用者が介護が必要となった場合でも、できる限り自宅において自分らしい生活が送れるよう、本人や家族と共に考えていきます。

その人の持っている能力を大切にしながら、身体介護・入浴・排泄・食事など生活全般にわたる援助を行います。



いつ利用できるの？

月曜日から金曜日

午前9時から午後6時

必要なケースには上記以外にも対応しています。



訪問介護の内容

サービスは、訪問介護員が本人や家族と話し合いながら介護計画を立て進めていきます。

身体介護

- 食事の介助
- 排泄の介助
- 衣類着脱の介助
- 入浴の介助
- 身体の清拭・洗髪
- 受診時の送迎
- 認知症の方の自立生活支援のための見守りの援助
- その他必要な身体介護

家事援助

- 調理
- 衣類の洗濯・補修
- 住居等の清掃・整理整頓
- 生活必需品の買い物
- その他必要な家事

その他

- 介護相談

社会福祉法人
柏原市社会福祉協議会

指定居宅サービス事業

柏原市訪問介護センター

柏原市大県4-15-35
(健康福祉センターオアシス内)

☎ 072-972-6805

Fax 072-972-4871



ヘルパーステーションこくぶ

柏原市片山町11-28

☎・Fax 072-976-3310

